○国土交通省令第七十五号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十八条第二号、第七十九条の二第一項第三号、第七十九条の六第一項及び第七十九条の七第三項並びに国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の二の二第一項の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、道路運送法施行規則及び国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

道路運送法施行規則及び国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

（道路運送法施行規則の一部改正）

第一条　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地域公共交通会議の構成員） **第四条の二**　地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。 一～五　（略） 六　自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行つている第四十九条第二号に規定する特定非営利活動法人等 2　地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。 一　（略） 二　学識経験を有する者、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第六条第二項第四号に規定する連携促進団体その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者 （法第七十八条第二号の者） **第四十八条**　法第七十八条第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。 一　（略） 二　都道府県（一又は複数の市町村の区域内で自家用有償旅客運送を行うことについて当該市町村と協議が調つたものに限る。） 三　（略） 四　地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合（第五十一条の十四第二項第二号において「一部事務組合等」という。） 五～十二　（略） 十三　地方公共団体が意思決定に関与している法人であつて、旅客の運送以外の事業による利益を活用して当該運送を実施するものとして適当であると国土交通大臣が認めるもの	（地域公共交通会議の構成員） **第四条の二**　地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。 一～五　（略） 六　自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行つている第四十九条に規定する特定非営利活動法人等 2　地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。 一　（略） 二　学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者 （法第七十八条第二号の者） **第四十八条**　法第七十八条第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。 一　（略） （新設） 二　（略） （新設） 三～十　（略） （新設）